

2015年7月18日

長崎県知事  
中村法道 様

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会  
連絡担当 遠藤保男  
(要請者名簿は別紙)

### 共有地譲渡依頼を受けての要請

石木ダム建設予定地に設定している共有地の地権者は、長崎県石木ダム建設事務所 所長古川 章 名で、「石木ダム建設事業に必要な土地の譲渡について（依頼）」とする文書（27石ダム第7号 平成27年6月24日）を、「二級河川・川棚川水系 川棚川総合開発事業 石木ダム 長崎県 平成21年3月」とする小冊子と共に送付を受けました。

6月29日、遠藤保男は、これらの文書が何を目的に送付されたのか、それを受けた私たちはどうすればよいのかなど、長崎県石木ダム建設事務所に電話で問い合わせました。対応者は担当課長でした。

その質疑応答概略を以下、紹介します。

問い 「共有地の譲渡依頼が届いているが、これは何ですか？」

答え 「譲っていただきたいというお願いです」

問い 「意思表示はどのようにするのですか？」

答え 「譲っていただけるんですね？」

問い 「いや、意思の確認をどのようにするのか聞いているんです。」

答え 「未だ決まっていません。意思確認の手紙を出すことになるでしょう。」

問い 「嫌だといったらどうなるのですか？」

答え 「事業認定されているので、収用裁決を申請します。」

問い 「共有地権者に物件を譲って欲しい、という場合は起業者職員が説明に回ると思われるが、その予定は？」

答え 「考えていません。」

問い 「説明無しにすぐに意思確認ですか？」

答え 「説明のパンフレットを同封しているので、それ以上、説明の必要はないと考えています。」

問い 「同封されているパンフレットは6年も前という古いものだが新しいのは？」

答え 「これが一番あたらしいものです。」

問い 「状況が変わっているでしょう。」

答え 「石木ダムが必要という状況は変わっていません。」

問い 「送付されたパンフレット、治水目的のところに戦後の水害がいくつか紹介されているが、今は戦後最大の洪水に耐えられると長崎県が言っているのだから、これらの水害防止には石木ダムはもはや不要じゃないですか。石木ダムの必要性に関係ないから削除すべきでしょう。」

答え 「過去の洪水を紹介しただけで、石木ダムの必要性を説明するものではありません。石木ダムが治水上必要であることに変わりはありません。」

こんな調子でした。

「任意交渉で譲らないのであれば、収用裁決申請するだけ」、「パンフレット以外の説明は必要なし」は言語道断です。水没予定地とされている、こうばる地区 13 世帯 60 人による何回もの「石木ダムの必要性について話し合いを」という呼びかけを起業者はことごとく拒否してきました。今回の私たち共有地権者に対してもまったく同じ対応です。

最新の事実を知らせずに古い情報を提供して、「こんな洪水被害を防ぐには石木ダムが必要」と誤解を誘う。そこを追及されると、「過去の洪水を紹介しただけ。石木ダムの必要性を説明するものではない。」とサギまがいの強弁。「石木ダム事業のために譲って欲しい」とするのであれば、同事業の必要性が理解できるように説明するのが当然でしょう。

## ~~~~~ 要 請 ~~~~~

- ◎ 私たちの共有地を譲って欲しいというのであれば、その理由について私たち地権者が理解できるよう、説明する義務が起業者にあると考えます。その義務を果たさずに、「譲渡に応じないのであれば、収用裁決を申請する」はもってのほかです。

川棚町で「共有地の地権譲渡を求める理由」＝「石木ダムの必要性」についての公開説明会を持つことを要請します。

以下、公開説明会の場で話し合うべき事項についての私たちの考え方を記します。

1. 「戦後最大の洪水が再来しても川棚川下流部は水害にならない」と長崎県が言明しています。そうであれば、戦後最大洪水対応のためには石木ダムは不要です。
2. 100 年に 1 回の洪水対応としています。それでも石木ダムは必要ありません。
  - ◇ 100 年に 1 回の洪水としている 1,400m<sup>3</sup>/秒は、実際には何百年に 1 回起きるかどうかの  
大洪水です。
  - ◇ たとえ、そのような洪水が来ても、河道を計画通り整備すれば、氾濫は起きません。
3. 佐世保市水道の給水量が 2000 年代になってから減少の一途を辿ってきているにもかかわらず、市は 2014 年以降、給水量が急激に上昇するという架空予測を行って、石木ダムが必要としています。保有水源量も恣意的に過小評価しています。
4. 佐世保市は平成 6 年渇水時の苦勞を市民にさせないために石木ダムが必要、とキャンペーンをはっています。多くの佐世保市民が、「あの苦勞は二度としたくない」と思われていることは当然のことと理解します。しかし、今は当時と比べて給水量が大幅に減少していること、貯水池の有効総貯水量が増えていることなど、状況がまったく違います。平成 6 年渇水が再来しても、生活に支障を来すことはありません。佐世保市がいたずらに不安を煽って「石木ダム必要」としていることは許されません。

- ◎ 本要請書送付から 2 週間の検討・準備期間において、公開説明会開催についての回答とその説明を下記の要領で伺いに参ります。責任ある対応、ご用意のほどよろしくお願いいたします。

- 日時 2015 年 8 月 3 日 15 時から
- 場所 長崎県石木ダム建設事務所

本件連絡先

石木ダム建設絶対反対同盟を支援する会 事務局

〒223-0064 横浜市港北区下田町 6-2-28

電話・FAX 045-877-4970

メールアドレス mizumondai@xvh.biglobe.ne.jp

◎ 要請者名簿

◇ 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字大山口 1164 番 共有地権者  
地権者名列記

◇ 長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字上辻1255 番 共有地権者  
地権者名列記